

Office News

June. 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

雇用調整助成金の日額上限を15,000円に引き上げ

令和2年5月27日、令和2年度第2次補正予算が閣議決定されました。

この補正予算には、

- ① 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発雇
- ② ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保
- ③ 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

について盛り込まれています。このうち、雇用調整助成金についての拡充内容は次のとおりです。

- 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げる（R2.9末まで）
- 解雇等を行わない中小企業（※）に対する助成率を10/10にする（R2.9末まで）
※休業等の要請を受けていない事業主も含む

雇用調整助成金の日額上限引き上げに伴い、小学校休業等対応助成金についても上限額を15,000円に引き上げられ、対応期間についても、令和2年9月末まで延長される予定です。

他にも、休業期間中の賃金を受給できなかった中小企業の労働者に対し、労働者本人の申請により賃金の補償を受けられる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）」の創設も予定されています。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
緊急事態宣言が解消されましたが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

さて、6月よりパワハラ防止法が施行されると聞きました。

パワハラ防止法により企業が対応すべし内容について教えてください。



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
世間はコロナ一色になっていますが、令和2年6月1日よりパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行されます。中小企業は令和4年4月1日からの施行となります。

この法律の施行によって、事業主は次の措置を必ず講じなければなりません。

- ① パワハラについての方針の明確化
 - ② 行為者についての対処内容を規定
 - ③ 相談窓口を設置し、窓口担当者が適切に対応
 - ④ 事実関係を迅速かつ正確に確認
 - ⑤ 被害者に対する配慮措置を速やかに実施
 - ⑥ 事実関係確認後、行為者に対し適正な措置を実施
 - ⑦ 再発防止に向けた措置を実施
 - ⑧ 相談者・行為者等のプライバシー保護
 - ⑨ 相談者に対する不利益取り扱いの禁止
- これらの内容について、就業規則に規定し、労働者に周知・啓発するようにしてください。
- また、パワハラだけでなく、セクハラやマタハラ・パタハラなど、あらゆるハラスメントについての対処方法を就業規則に定めるようにしましょう。



今月の実務スケジュール

- 労働保険の年度更新（申告・納付）
- 夏期賞与の支給、賞与支払届提出
- 住民税特別徴収額の更新
- 次年度の新卒採用選考の開始
- 雇用調整助成金申請（4月・5月休業分）



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com